

平成14年度後期期末試験問題

商法Ⅱ 近藤教官

(設問1)

商号選定自由の原則とその例外について詳しく説明せよ。

(設問2)

甲が乙から商品を500万円で買い入れ、代金支払いのために約束手形を振出したが、この手形の額面欄は白地であり、甲は乙に500万円と白地を補充するように依頼した。しかし、乙は白地を補充しなかった。その後乙は丙におよそ5000万円の債務を負ったので、この手形をそのまま丙に譲渡し、金額欄に5000万円と補充するように依頼した。丙はこの手形の金額欄に算用数字で¥50,000,000、および漢数字で五万円と記載し、丁に譲渡した。この場合丁は甲に対していくらの手形金請求ができるか。

(設問3)

1. 支配人は、商業使用人のうち、手代を選任することができるが、()を選任することはできない。
2. ()によって、商業登記の管轄が決まり、また商行為によって生じた債務の履行場所が決まる。
3. 商法の商業使用人に関する規定は、主に商業使用人に有する()に関して定めたものである。
4. 商業登記の申請があった場合、登記官は、一定の却下事由に該当しない限り登記を認めることになり、その際には()的審査権しか有しない。
5. ()の規定によると、6ヶ月以内に2回の不渡手形を出したものは取引停止処分を受けることになる。
6. あらゆる手形行為を有効に行うために共通して必要な行為は()である。
7. 行為無能力者を理由とした手形行為の取り消しの抗弁は、()的抗弁である。
8. 最高裁の判例では、偽造手形を振出したものは、()条の類推適用により手形の所持人に対して手形上の責任を負う。

9. 昭和13年の商法改正により、経営形態や企業設備に着目して、商人概念が拡大された。このような商人を（ ）と呼ぶ。

10. 約束手形が支払いのために振出されている場合には、約束手形の振出人が受取人に対して負う原因債務は、時効消滅する場合を除き、受取人が手形金の支払いを受けるか、又は受取人が（ ）という時点まで存続する。

(注意) 設問の回答に無関係な記述がある場合には減点の対象となる。